

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 24 日

各都道府県障害支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

令和 4 年度医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱（案）等について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、令和 4 年度予算（案）として計上している医療的ケア児等総合支援事業（以下「本事業」という。）について。現時点の実施要綱（案）及び交付要綱（案）を作成しましたので、別紙 1 及び別紙 2 のとおり情報提供いたします。

都道府県においては、令和 3 年 9 月 18 日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第 14 条の「医療的ケア児支援センター」の開設についてご検討いただいているところと承知しております。この医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置に当たっては、従来の国庫補助基準額の充実を行う予定ですので、別添の交付要綱（案）を御参照ください。

また、令和 4 年度当初から医療的ケア児支援センターを開設しない場合であっても、

- ・ 令和 3 年度補正予算における、「医療的ケア児支援センター開設支援事業」により、開設に向けた備品の購入等について補助対象となること
- ・ 医療的ケア児支援センターの開設に向け、管内の医療的ケア児のニーズの把握や、関係者との調整等を行いつつ医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合には、実施要綱（案）の 4 の「（4）医療的ケア児等の相談体制の整備」の対象となること

としますので、医療的ケア児支援センターの積極的な開設についてご検討をお願いします。

なお、本事業及び「医療的ケア児支援センター開設支援事業」に係る地方負担分については、地方財政措置が講じられ、別途、総務省自治財政局調整課から各地方公共団体の財政担当課へ事務連絡が発出されておりますことを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても本事務連絡について速やかに周知いただきますようお願いいたします。

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係 佐々木

T E L : 03-3595-2608

F A X : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp